

山田特別支援学校部活動規定

1 部活動の運営に関する規定

(定義)

第1条 この規定に定める部活動とは、部の総称とする。

(目的)

第2条 この規定は、スポーツや文化活動等に興味・関心をもつ生徒が、学部・学年を超えた仲間づくりに取り組むとともに、健康な体をつくり、就労生活を目指した体力の保持増進を図ることができるよう定めるものとする。

(部活動顧問)

第3条 顧問は、複数置くことができる。

第4条 顧問は、本校教諭及び外部指導者の中から校長が任命をする。

(部の認定及び休部、廃部)

第5条 部の認定及び休部、廃部は、校長の承認によるものとする。

(部の新設)

第6条 部の新設は、生徒が「部の新設申請用紙」に記入後、生徒会長に提出する。生徒会執行委員会、生徒部会及び中学部・高等部の各学部会で検討した後、校長の承認を得る。

(外部指導者等)

第7条 校長は、部活動の指導の充実のために、部活動の顧問及び担当教員の業務が過重にならないよう積極的に部活動指導員を活用し、外部指導員と連携のとれた部活動の指導・運営が行える体制をつくる。

(練習時間等)

第8条 部活動の練習時間については、15時30分から16時30分までを原則とする。ただし、卒業生を部員に含む部活動については、休日を含め、1日4時間を超えないことを原則に曜日、練習時間を適切に設定する。

第9条 長期休業中の練習時間は、16時までを終了することを原則とし、顧問は活動終了後は直ちに生徒を下校させるよう指導を徹底する。

第10条 部活動の練習計画については、顧問が「年間活動計画」及び「月ごとの活

動計画及び活動実績」作成し、部活動総括担当者又は生徒部長に前月末までに提出し、事務長、教頭及び副校長を経て、校長の承認を得なければならない。

第 11 条 部活動の保護者及び外部機関への連絡については、教頭及び副校長の許可のもと連絡を行う。

(入部及び休部、退部)

第 12 条 本校中学部及び高等部の生徒は、部活動に入部することができる。次の条件を満たす生徒は、所定の様式で入部届を記入し部活動顧問に提出する。

- (1) 基本的に単独で帰省、帰舎ができること。また、保護者の迎えで帰宅ができること。
- (2) 部活動の後も規則正しく、寄宿舎等の日程を過ごすことができること。
- (3) 周囲と協調し、安全な活動ができること。
- (4) 一定のルールや決まりが理解でき、主体的に活動ができること。

第 13 条 部活動を転部・休部もしくは退部する場合は、部活動顧問、学級担任及び保護者と十分な協議を行ったうえで、所定の様式で転部・休部、退部届を記入し部活動顧問に提出する。

2 行事・競技会及び遠征・合宿等に関する規定

(行事・競技会及び遠征・合宿等)

第 14 条 行事又は競技会等に参加若しくは遠征及び合宿を実施する場合には、顧問は出発 1 週間前までに当該活動の参加又は実施計画書を作成し、校長の承認を得ること。ただし、授業及び行事等の学校教育活動に支障がある場合には、原則として承認しない。

第 15 条 学校内外で合宿を行う場合には、長期休業中を原則とする。ただし、校長が特に必要と認めた場合には許可をする。

第 16 条 行事・競技会等において宿泊を伴うもの及び遠征又は合宿には、必ず保護者から同意書（承諾書）を事前に提出してもらうものとする。

第 17 条 遠征・対外試合及び合宿等において、引率教員又は顧問の自家用車に生徒を乗せて移動する場合には、「私有車使用登録簿」及び「私有車使用承認申請書」を必ず提出すること。なお、「私有車使用承認申請書」については、その都度提出すること。

第 18 条 遠征・対外試合及び合宿の責任者は当該部活動の顧問とし、教員は常に指導に従事すること。

第 19 条 本校を利用して他校の生徒等と合同で練習や合宿等を行う場合には、事前に校長の承認を得ること。

第 20 条 遠征又は合宿の回数及び期間等は、生徒の健康や安全に十分留意するとともに、授業及び行事等の学校教育活動に支障のない範囲で実施すること。

附則

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。